

第27回

地方の若手弁護士に聞く—宮崎編—

新進会員活動委員会委員 高橋 健一（62期）

新進会員活動委員会による地方の若手弁護士へのインタビュー記事の第5弾として、宮崎県弁護士会の橘潤弁護士（62期）に、縁もゆかりもない地で勤務弁護士となった若手弁護士の現状についてお話を聞かせていただいた。

——宮崎県について、簡単に紹介してください。

宮崎県は九州南東部に位置し、人口は約110万人、県庁所在地は宮崎市（約40万人）です。地裁の支部には、日南支部、都城支部、延岡支部があります。60年代は新婚旅行のメッカとして、最近では東国原知事や口蹄疫問題で話題になりました。

——出身地・修習地はどこですか。

私は、出身は京都で、大学以降は東京で過ごしました。大学卒業後、職を転々とした後、地元の京都に帰り司法試験の勉強を始めました。修習地は東京でした。

——縁もゆかりもない宮崎県に弁護士登録した理由を教えてください。

当初は東京周辺の事務所を希望し、就職活動を行っていたのですが、昨今の合格者増加の影響のためか、それ以外の原因のためか、さっぱりうまくいきませんでした。そこで、場所を選ぶのではなく、自分がこの弁護士の下で働きたいと思える事務所を探そうと思い、全国を視野に就職活動を開始しました。日弁連の「ひまわり求人求職ナビ」で探して、東京近郊以外の事務所では、まず初めに沖縄の事務所に応募し、交通費・宿泊費を出してもらって沖縄まで行きました。次に応募したのが今の事務所で、所長が東京に出張中に東京で会って食事をし、その後1度宮崎に行って、その場で採用していただきました。ですから、宮崎県

で弁護士登録をするという意識よりも、今の所長の事務所勤務弁護士をするという意識でした。宮崎の弁護士には、県外出身者をよそ者扱いする風潮はまったくありません。それどころか、わざわざ宮崎まで来てくれて、という感じでした。

——宮崎県には弁護士は何人いますか、そのうち60期以降の弁護士の数は何人ですか。

現在（平成22年12月時点）、宮崎県弁護士会には91名の弁護士がいます。60期以降の弁護士は23名です（60期が11名、61期が8名、62期が4名）。

——60期以降で独立している弁護士はいますか。

60期以降で独立している弁護士は現在2名で、来月に都城市で独立する方が1名います。現在独立している方のうち1人は、即独で、もう1人は半年程勤務弁護士をやった後独立したと聞いています。一昔前は、宮崎県弁護士会では即独が当たり前だったようです。しかし、今は、勤務弁護士となるのが普通で、独立する方も少ないようです。

——橘弁護士のように宮崎県に縁もゆかりもなく宮崎県弁護士会に登録した人は多いのですか。

60期以降の弁護士ですと、宮崎出身者が8名、修習だけ宮崎だった人が11名、まったく縁もゆかりもない人は4名です。

——仕事上、地元出身者と比べて不利に感じたことはありますか。

方言が分からないことはあります。適当に相づちを打っていますが、ネットで調べたりしてまだ大事には至っていません（笑）。

——どのような事務所で勤務していますか。

私が勤務している弁護士事務所は、所長と私で弁護士

橘 潤 弁護士 (62 期)

京都府京都市出身。慶應大学文学部を卒業後、民間会社勤務を経て、平成20年司法研修所に入所。平成21年弁護士登録(宮崎県弁護士会)、宮崎市内にある宮田尚典法律事務所に入所。



が2人、事務員はパートも含めて5人です。事件は、債務整理、相続、交通事故など一般民事事件を幅広く扱っています。

—— 宮崎県の若手勤務弁護士の待遇はどうか。

待遇に関しては各事務所によると思いますが、東京の事務所と比べて著しく低収入とはいえないと思います。逆に物価が低いので、収入以上の生活が可能かもしれません。

—— 国選・当番・弁護士会や法テラスの法律相談はどの程度まわってきますか。

国選や当番は嫌というほど回ってきます。私は原則として刑事事件は断らないでやってきましたので、常時4件から6件ほど刑事事件を担当していた時期がしばらく続きました。法律相談も、弁護士会主催のものや消費生活センター等の相談が月に1回程度は回ってきます。さらに、宮崎では新人にも管財事件が回ってくることがあり、私もすでに2度、簡易管財事件を担当しました。

—— 弁護士会の会務活動の状況はどうか。

宮崎県弁護士会で何よりも特徴的なのは、委員会活動など弁護士会の会務が非常に活発な点です。宮崎県弁護士会は、会員間のつながりが非常に強く、かといって閉鎖的では決してなく、若手会員が積極的に委員会活動等に参加しています。私も、人権、消費者、接見、業務改革…、更には口蹄疫対策PTなど、自分でもどこに入っているかわからないほどの委員会等に入っています(半ば強制的…?)。さらには各委員会の下部組織のPTやWGなどがあり、週によっては連日のように夕方から委員会があり、そのため自分の仕事ができないことが多々あります。更には、給費制維持のための市民集会を行って演劇をしたり、弁護士間でバンドを結成して修習生の感謝祭で披露したりもしました。これらも実質的に会務と言ってよいでしょう。こ

れらの練習のため、お盆休みもありませんでした…。このように宮崎県弁護士会では、深刻な多重会務問題が発生しております…(もちろん、楽しい面もありますが)。

—— 口蹄疫対策PTでは具体的にはどんな活動をしたのですか。

口蹄疫発生当時は、被害拡大防止のため移動が制限され、弁護士会まで相談に来てもらうことができなかったことから、口蹄疫被害者のために電話相談をしました。また、被害発生地の行政機関等からの要請に応じ、口蹄疫被害防止のため、県外からボランティアとして被害現場で活動していただく方々に対する経済支援を目的として、緊急ボランティア支援基金を設置しました。弁護士会が災害対策のためにこのような基金を設置した前例はなかったようです。

—— 縁もゆかりもない地で寂しくないのですか。

はっきり言って仕事関係の方以外に、ほとんど知り合いはいません。ただ、毎日仕事や会務に忙しく、いつもは寂しさを感じる間もないです。しかし、時々ふと、思えば遠くに来たもんだ、などと感傷に浸ってしまいます(笑)。

—— 今後も宮崎県で活動されるのですか。

今の事務所、環境に不満はありません。しかし、宮崎に骨を埋める覚悟はまだなく、今後どうすべきか迷っている状況です。ただし、東京で働く同期の弁護士の話を聞くと色々大変そうで、宮崎は居心地がよいなとも思います。

—— (最後に) 東京から出張や旅行で宮崎県を訪れた弁護士にお勧めの名物を紹介してください。

私は肉が食べられないので食べませんが、チキン南蛮や宮崎牛などが有名ですね。お土産はチーズ饅頭をお勧めします。